

4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

る懸念事項が考えられ、関係者が大きく異なることなどが想定されるため、協議会を親委員会として位置付け、その下に再エネ種別ごとに分科会を設けることで、個別の再エネに係る専門的な議論を分科会で実施し、当該再エネに係る促進区域の設定を分科会で実施するとともに、その結果を親委員会に報告し、親委員会において全体の地方公共団体実行計画を定めるといった運用も考えられます。

特に事業提案型の促進区域を設定する場合等、個別の事業が想定される場合は、再エネ事業者が協議会に参加することが考えられますが、その際、許可権者等と事業者の間には一定の距離感が必要であることから、再エネ事業者はオブザーバー等の立場から情報共有を行う役割として参加することが必要です。

4-3-2. 協議会運営の方針

(1) 協議会の公開の原則

協議会の運営にあたっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保することが重要です。このため、協議会は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料についても、基本的に公開するべきです。

ただし、個別事業者もしくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とするなど、慎重に取り扱う必要があります。

(2) 協議会が定めること（例示）

協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めることになっています。

協議会が定める事項としては、協議会の目的の明確化、会の構成員、役員、任期、事務局などを設定することが考えられます。当該協議会で協議する範囲を検討した上で、開催要領等を定めることが重要です。

(3) 協議会のタイミング

協議会を開催するタイミングについては、地方公共団体実行計画策定時の開催と、フォローアップのための定期的開催が想定されます。

なお、開催の時期は事前に公表し、地域住民その他の利害関係者に周知することが考えられます。

【コラム】地熱発電における協議会について

地熱開発と温泉事業が共存・共栄するためには、各種調査やモニタリングの結果などもふまえた関係者間の合意形成が必要不可欠であることから、前述の「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においては、地熱発電事業者や温泉事業者に加え、

4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

地方公共団体などの第三者を加えた場（協議会等）の設置を推奨し、協議会等において地熱開発に伴う温泉や噴気への影響に関する検証結果、地熱発電の現状報告と将来計画等の説明・報告等を通じて、事業検討のなるべく早い段階から関係者間の合意形成を図っていくことの重要性やその具体的な進め方等を記載しています（表 4-4）。

表 4-2 地熱発電における協議会について

項目	概要
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域調査段階、概査段階、精査段階などの掘削許可申請を行う前段階及び発電所運転以降に開催する。 ・ なるべく早い段階で設置することが望ましい。
構成するステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体をはじめ地熱専門家等の有識者、温泉事業者など幅広い関係者が参画する。 ・ また、開発対象の地熱貯留層が複数の都道府県・市町村にまたがる場合も考えられるため、そのような場合は、発電所建設地における都道府県・市町村のみでなく、当該地熱貯留層がまたがる都道府県・市町村も協議会等に参画するべきである。
議論すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削を伴わない広域調査の段階においても、調査目的や調査内容、今後の抗井掘削等の調査計画等を共有する。 ・ 発電所運転開始以降も、生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見交換を行うことにより、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を進めるべき。 ・ モニタリング実施者やデータの公開方法についても協議会の合意に基づくことが適当。 ・ 地域の地熱資源のカスケード利用をはじめとする有効活用や保護対策（観測井設置等）、温泉への著しい変化等が生じた場合の当面の対応方法や、原因調査及び確認の仕組み、温泉への影響が確認された場合の補償の在り方も含めた対処方針等についても予め協議会等の枠組みの中で定めておくことが望ましい。 ・ 相互理解を図るため、温泉と地熱開発の科学的関係を内容とするセミナーを開催するのも一案。 ・ 地域の実情に応じた温泉資源保護のための集中管理などの地域共有の課題についても関係者間で協議することが有用。

合意形成の仕組みは、調査・開発の段階や地元状況に応じて適切な形をとることが必要です。参考として、協議会体制の構築例を示します。状況によっては、関係者への個別説明や住民説明会等の開催なども考えられますが、いずれの方法であっても、連絡・相談を密にすることが肝要です。協議会等の合意形成の仕組みは、地熱資源開発の過程のなるべく早い段階から設置することが望ましく、これには地元都道府県・市町村の果たす役割が大きいと考えられます。

4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

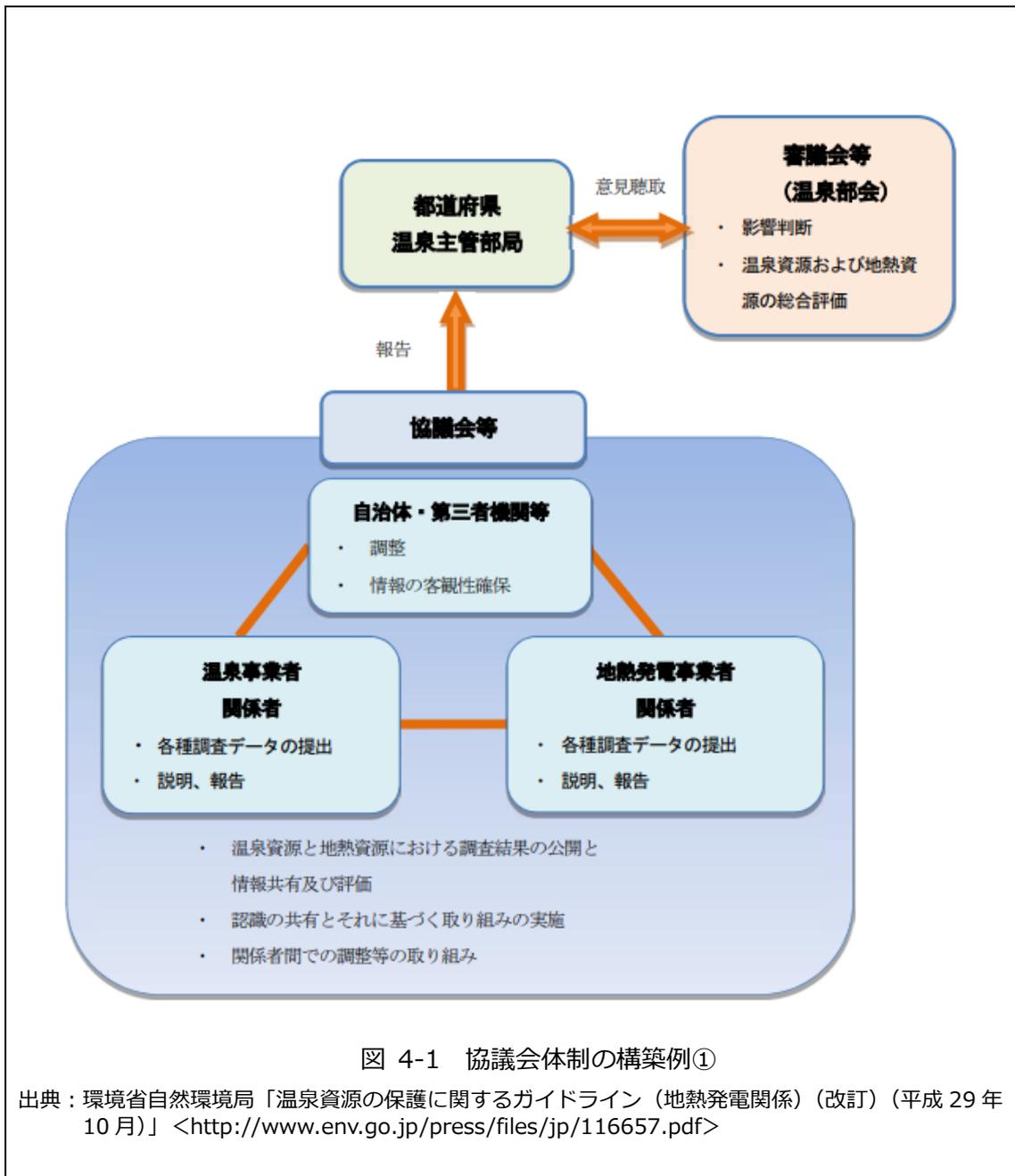


図 4-1 協議会体制の構築例①

出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（平成 29 年 10 月）」 <<http://www.env.go.jp/press/files/jp/116657.pdf>>

4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

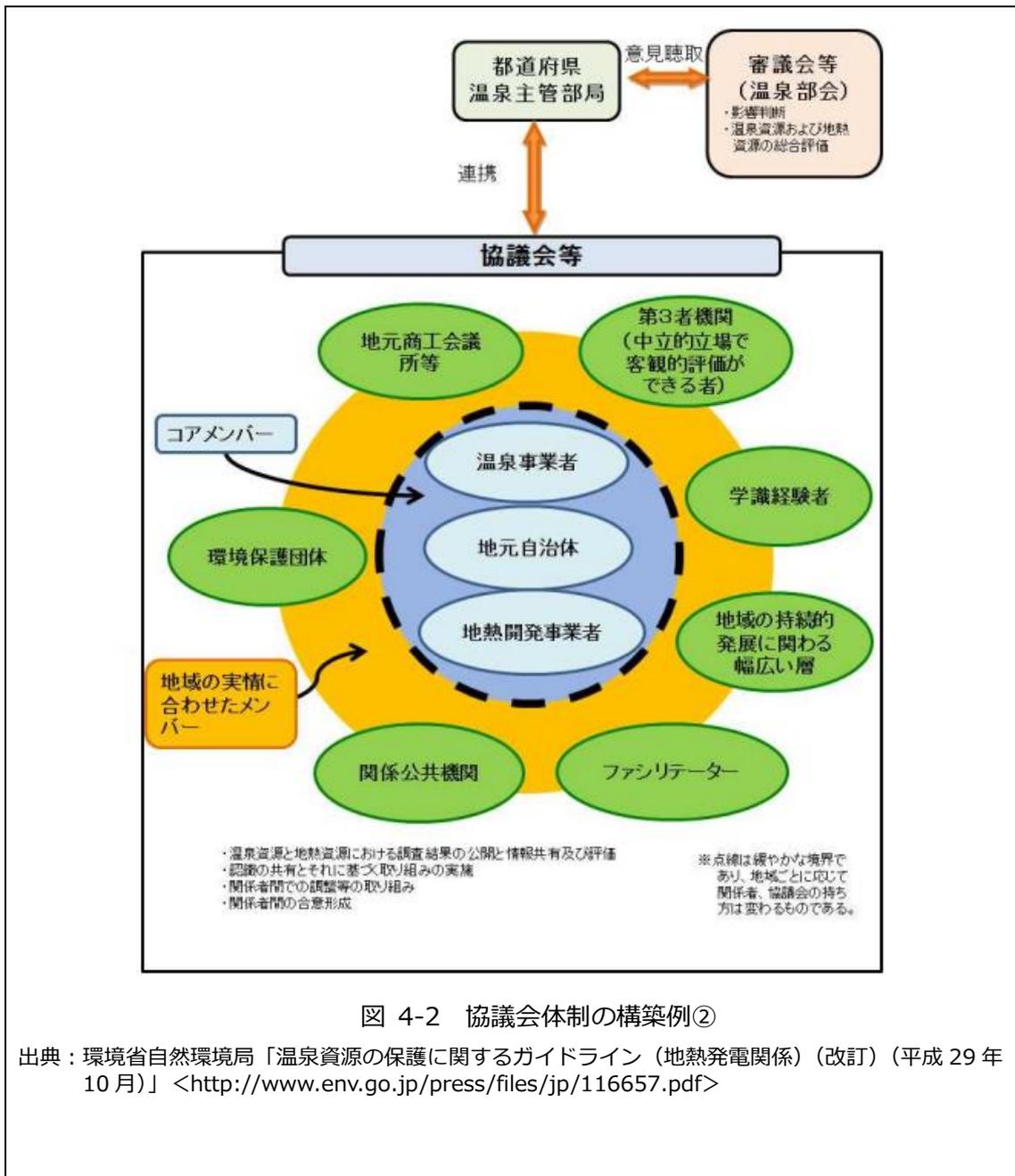


図 4-2 協議会体制の構築例②

出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（平成 29 年 10 月）」 <<http://www.env.go.jp/press/files/jp/116657.pdf>>

5. 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応

本章では、市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定を行う場合に適用される特例の概要と、特例に関して都道府県や市町村が準備すべき体制等について解説します。

5-1. 特例の概要

市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定を行うことにより、事業者は地球温暖化対策推進法による特例を受けることができます（市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画を、認定地域脱炭素化促進事業計画といいます）。

地球温暖化対策推進法による特例には大きく 2 つあり、1 つ目は関連法令の許可等のワンストップ化、2 つ目は都道府県基準が定められた区域における、環境影響評価法の配慮書手続が適用されないことです。

また、地域脱炭素化促進事業に関する事項の中で、農村漁村再エネ法の該当する取組や基準を満たしている場合、事業者は農村漁村再エネ法における許可等のワンストップ化の特例等を受けることができます。

許可等に関する特例は、本来は事業者自らが行うべき法令等に関する許可申請手続をワンストップ化して市町村が代わりに行うことにより、事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮等を目的として設けられているものです。市町村は、この点について留意して事務に当たることが望ましいです。

5-1-1. 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることによるワンストップ化の特例の対象となる行為は、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法の一部の許可等です（表 5-1）。

なお、地域脱炭素化促進事業のうち、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、廃掃法については、地域脱炭素化促進施設、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（促進区域内で実施するものに限る）が対象になり、河川法については地域脱炭素化促進施設が対象となります。

また、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける場合、都道府県基準が定められた区域においては、環境影響評価法の配慮書手続は省略されます。

認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の詳細については第 9 章で解説します。

表 5-1 ワンストップ化の特例の対象となる許可等手続の概要

対象となる法律	対象となる行為	許可権者等
温泉法	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等	都道府県知事の許可

5.認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応

対象となる法律	対象となる行為	許可権者等
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立/国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合）
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占有	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃掃法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

5-1-2. 農山漁村再エネ法に関する特例

地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が、地域における再エネ設備の整備を含めた温室効果ガス排出削減の取組を促進するための基本的なスキームたる地方公共団体実行計画を定めた場合、当該地方公共団体実行計画により農山漁村再エネ法に基づく各種の特例を適用できます。

この特例を利用する場合、市町村は地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項が定められ、かつ当該事項が農山漁村再エネ法第5条第5項で定める基準に適合した区域に係るものであり、さらに地域脱炭素化促進事業に係る記載事項が基本方針に適合するように記載する必要があります。

農山漁村再エネ法に関する特例については第10章で解説します。

5-2. 市町村の体制等

市町村は、それまで事業者が各許可権者等に申請していた内容を一括して受け付け、該当する許可権者等と協議し、同意を得ることとなります。

地域脱炭素化促進事業計画の申請の受付に当たっては、認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画の内容や添付書類等の記載漏れ、不足等がないよう確認する必要があります。事業者から地域脱炭素化促進事業計画が提出され、計画中に記載された事業がワンストップ化の特例を利用できる行為（第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、当該行為に関する法令を所管している許可権者等からの同意を得るため、当該計画書類を許可権者等に速やかに送付することが必要です。その際、ワンストップ化の特例が事業の円滑化につながるよう、市町村は、特例対象となっている許可等手続の標準処理期間を踏まえて迅速に対応することが重要です。

5.認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応

このため、地方公共団体実行計画で地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた市町村では、事業者が許可等のワンストップ化の特例を使用する場合に備え、体制を準備する、具体的には、事業者が申請する窓口を明確にした上で示すことが必要となります。

5-3. 都道府県の体制等

ワンストップ化の特例の対象法令の許可権者等となっている都道府県は、市町村が地方公共団体実行計画で地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合、当該市町村からワンストップ化の特例対象の許可等について協議が行われることが考えられます。市町村にとってはこれまで扱ったことがない事務となるため、市町村から問合せ等を行いやすくし、負担の軽減を図る観点から、各許可等について窓口を一本化するか、ワンストップ化の特例に関する関係法令についての問合せ先のリストを整理して市町村に配布することが望ましいです。

また、事前に協議会に参加するなどし、円滑な地域脱炭素化促進事業の実行に向けて協力することも重要です。

上記に加えて、都道府県が許可権等の権限を持っている規制・制度であって、地域脱炭素化促進事業の導入に関連するものについても市町村に情報提供を行うことが望ましいです。

6. 地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る地方公共団体実行 計画協議会

本章では、事業者が地域脱炭素化促進事業計画について協議を行う地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説します。地方公共団体実行計画協議会の概要については第4章をご参照ください。

6-1. 協議会の構成員

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業認定申請の前に、協議会が組織されている場合は協議会に事業計画を協議しなければなりません。

個々の地域脱炭素化促進事業に関する合意形成を行う場合、協議会の果たすべき役割は、地方公共団体実行計画についての協議会とは異なると想定されます。協議会の構成員や運営方法については、再エネの種類、事業の規模、事業が予定される地域の特性等を踏まえたものとするべきです。

表 6-1 に、想定される協議会の構成員を例示します。なお、個別事業の性質等によってはこの限りではないため、3-2-2.で洗い出した関係者、関係機関も参考に、地域の自然的社会的条件や事業の性質等を踏まえて適切な構成員を検討することが望まれます。

促進区域において事業を行おうとする事業者が、事業計画を策定する段階において協議会を活用する場合、ワンストップ化の特例手続の対象となる法令の許可権者等である国や都道府県の担当部局が協議会に出席し、技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許可等の制度に対する理解増進を図ることも考えられます。ただし、当該許可権者等はあくまで関係法令に基づいて同意する立場であることから、協議会の構成員としてではなく、オブザーバー等の立場から情報共有を行うといった役割にとどめておくことが必要です。

表 6-1 協議会の役割

協議会の役割	構成員（例）
地域脱炭素化促進事業における協議	地方公共団体内の関係部局（許可権者等を除く） 関係地方公共団体（許可権者等を除く） 国等の関係機関（地方環境事務所等）（許可権者等を除く） 有識者（自然環境、生活環境、気候変動等） 地域脱炭素化促進事業者 地域コミュニティの代表者（関係区長・自治会長等） 産業団体（農林漁業、観光等） 環境保全団体 許可権者等（オブザーバー）

このような協議会は再エネ種（電気・熱）によって構成員を変化させることも考えられます。

6-2. 協議会の運用方法

6-2-1. 運営主体

協議会は、基本的には各地方公共団体において組織・運営することになります。地方公共団体実行計画を策定する際に協議会を組織しているときは、当該協議会を活用することもできます。協議会を組織しておらず、既存の協議の枠組みの活用が効率的である場合には、既存の枠組みを利用して協議会を運営することもできます。

6-2-2. 協議会運営の方針

(1) 協議会の公開の原則

協議会の運営にあたっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスの透明性・公平性を確保することが重要です。このため、協議会は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料については、基本的に公開するべきです。

ただし、個別事業者もしくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とするなど、慎重に取り扱う必要があります。

(2) 協議会が定めること（例示）

協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めることになっています。

協議会が定める事項としては、協議会の目的の明確化、会の構成員、役員、任期、事務局などを設定することが考えられます。当該協議会で協議する範囲を検討した上で、開催要領等を定めることが重要です。

(3) 協議会のタイミング

開催のタイミングについては、事業の申請（変更認定の申請を含む）が見込まれる時やフォローアップのための開催が想定されます。

なお、開催の時期は事前に公表し、地域住民その他の利害関係者に周知することが考えられます。

7. 地域脱炭素化促進事業計画の認定

本章では、市町村による地域脱炭素化促進事業の認定の基準や協議の手續等について解説します。

7-1. 地方公共団体実行計画協議会における合意形成

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の前に、協議会が組織されている場合は協議会に同計画を協議しなければなりません。詳細は第6章を確認してください。

7-2. 地域脱炭素化促進事業計画の内容

市町村は、地球温暖化対策推進法第22条の2に基づいて地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請があった場合には、表7-1に示す項目が記載されているかを確認してください。また、申請がなされた際、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令に位置付けられた、事業者が提出する必要がある添付書類等についても確認する必要があります。

さらに、市町村は、ワンストップ化の特例等による事業の円滑化のため、地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請の受付からその後の審査等の手続を迅速に処理することが重要であるほか、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録に残しておくことが望ましいです。

なお、地熱資源の開発には地下資源特有の難しさ（特に地下深部の情報の取得）があるため、そのポテンシャルについては実際に掘削を含む資源調査をしなければ把握できません。よって、地熱に関しては施設整備のみならず掘削調査も認定申請の対象となりますが、資源調査段階では最終的に設置される地域脱炭素化促進施設の規模等が決定できないため、施設整備等に関する地域脱炭素化促進事業計画の認定申請はできません。まず掘削調査段階で認定申請を受けた後、掘削調査の結果を踏まえて施設の規模等を決定し、改めて施設整備等に関する認定申請を受ける必要があります。

表 7-1 地域脱炭素化促進事業計画に記載すべき内容

項目
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）
地域脱炭素化促進事業の実施期間
地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容
促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
施設整備の場所
事業資金の金額及びその調達先
地域の環境の保全のための取組
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項（下記参照）

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請）

第三条 法第二十二條の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）

六 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第四条第七号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

七 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

八 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

九 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類

十 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

十一 前各号に掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画に別表の上欄に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

<p>る書類</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の記載事項)</p> <p>第四条 法第二十二條の二第二項第九号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間</p> <p>二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項</p>
--

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 別表

行為	書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる行為（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 3 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 1 による書類及び温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 1 条第 2 項各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる行為（温泉法第 11 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 2 による書類及び温泉法施行規則第 6 条第 2 項各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 3 による書類並びに森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 4 条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 4 による書類及び森林法施行規則第 59 条第 2 項に規定する図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為（森林法第 34 条第 2 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 5 による書類及び森林法施行規則第 61 条に規定する図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 6 による書類及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 30 条各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為（農地法第 5 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 7 による書類及び農地法施行規則第 57 条の 4 第 2 項各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 8 による書類並びに自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 10 条第 2 項各号に掲げる図面及び第 3 項各号に掲げる事項を記載した書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 9 による書類及び自然公園法施行規則第 10 条第 2 項各号に掲げる図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 10 による書類、河川法施行

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

	規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 11 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 26 条第 1 項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあつては、当該工事の計画の概要を記載した図書
法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 11 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 12 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 11 の 5 第 2 項において準用する第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 13 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 35 第 2 項各号に掲げる書類及び図面

7-3. 地域脱炭素化促進事業計画の認定基準

市町村は、事業者から認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をすることとしています（22条の2第3項）。

<地域脱炭素化促進事業計画の認定要件>

- 地域脱炭素化促進事業計画の内容が、地方公共団体実行計画に適合するものであること
- 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること

(1) 地方公共団体実行計画への適合について

市町村は、地域脱炭素化促進事業計画が、地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等）に沿った内容となっているかを確認します。

地域脱炭素化促進事業の内容が、地方公共団体実行計画で定められた目標にどのように貢献するか、地域のニーズに合致する形で、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」が位置づけられているかといったことについて精査することが必要です。

表 7-2 に、確認すべき事項と、そのポイントを例示します。

表 7-2 認定の際に確認すべき主な事項

主な確認事項	ポイント
地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容	地方公共団体実行計画に定めた促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模と対応しているかを確認。
促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	事業計画に記載されている内容が、地方公共団体実行計画に定めた地域の脱炭素化のための取組に対応しているかを確認。
施設整備の場所	地方公共団体実行計画に定めた促進区域内の中に地下部も含めて整備することとされているかを確認。
地域の環境の保全のための取組	地方公共団体実行計画に定めた地域の環境の保全のための取組と対応しているかを確認。
地域の経済及び社会の持	地方公共団体実行計画に定めた地域の経済及び社会の持続的発展に

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

主な確認事項	ポイント
持続的発展に資する取組	資する取組と対応しているかを確認。

(2) 地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施について

地域脱炭素化促進事業計画の認定要件のうち、地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることの基準は、以下のとおりです。

- ① 申請者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること
- ② 再生可能エネルギー発電施設をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること
- ③ 地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第五条 法第二十二條の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること。
- 二 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

(3) その他の省令で定める基準への適合について

地域脱炭素化促進事業計画の認定要件のうち、その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準については、以下の通りです。事業規律の確保の観点から、これらの内容について確認する必要があります。

- ① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は堀の

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

- 設置その他の必要な体制を整備し、実施すること
- ② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること
 - ③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること
 - ④ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種別に応じて適切に事業を実施するものであること
 - ⑤ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること
 - ⑥ 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第六条 法第二十二條の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- 二 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- 四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種別に応じて適切に事業を実施するものであること。
- 五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- 六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

7-4. 関係行政機関との協議手続

事業者から地域脱炭素化促進事業計画が提出され、計画中に記載された事業がワンストップ化の特例を利用できる行為（第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります（表7-3）。

○地球温暖化対策推進法（抄）

第二十二條の二 1～3（略）

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

表 7-3 都道府県・国に対して協議が必要な許可等手続の概要（第22条の2第4項各号）

地域脱炭素化促進事業の主な類型	対象となる行為	関係法令	許可権者等
地熱発電、地熱利用（温泉熱を含む）	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削	温泉法 第3条第1項	都道府県知事の許可
	ゆう出路の増掘等	温泉法 第11条第1項	
太陽光発電、風力発電、地熱発電等	地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等	森林法 第10条の2第1項・34条第1項及び第2項	都道府県知事の許可
太陽光発電、風力発電等	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動	農地法 第4条第1項・第5条第1項	都道府県知事等の許可
地熱発電、太陽光発電、風力発電、水力発電等	国立/国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	自然公園法 第20条第3項・第33条第1項	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合）

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

地域脱炭素化促進事業の主な類型	対象となる行為	関係法令	許可権者等
水力発電	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川法 第23条の2	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
太陽光発電、 廃棄物発電、 廃棄物熱利用	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	廃掃法 第9条の2の4第1項	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	廃掃法 第15条の19第1項	都道府県知事等への届出

7-5. 認定後の通知・公表手続

市町村が地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨の通知をするとともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとされています（第22条の2第17項）。

市町村は、地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者に対して、様式例を参考として、書面により通知するものとします。また、認定をしない場合においても様式例を参考として、その理由を明記したうえで、書面により通知することが望ましいです。

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表）

第七条 法第二十二條の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

- 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
 - 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
 - 七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 2 計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

7-6. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例

地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者（民間事業者を含む。）と共同して地域脱炭素化促進事業計画を作成又は変更しようとするときは、通常の認定手続を行うことなく、当該地方公共団体が地方公共団体実行計画を策定している市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、認定がなされたものとみなされ、ワンストップ化の特例等が受けられます（第 22 条の 4）。

ただし、その場合においても、申請を受けた市町村からワンストップ化の特例対象である各法令の許可権者等（第 22 条の 2 第 4 項各号に定める者）への協議等は必要になります。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例）

第二十二條の四 地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二條の二第一項又は前條第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二條の二第三項又は前條第一項の認定があったものとみなす。

2（略）

7-7. その他の留意事項

<複数の市町村による認定>

事業者が行う再エネ設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があります。その場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けるためには、事業の実施領域が含まれる全ての市町村から認定を取得する必要があります。

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

特に地熱発電については、傾斜掘削により、再エネ設備の建設等が行われる市町村だけでなく隣の市町村の地下にまで及ぶことがあるため、地下の事業実施領域も含めて認定を取得する必要があります。

〈地域経済牽引事業計画の承認申請を予定している場合〉

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請を行う予定がある場合、地域経済牽引事業計画の承認申請書に認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画を添付することで、承認申請書の記載事項のうち、重複する事項については記載を省略できます。

地域経済牽引事業計画の承認が得られれば、各種優遇措置を受けることができますので、「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン」（経済産業省）等を御確認の上、本制度の活用についても検討してください。

8. 地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

本章では、市町村による地域脱炭素化促進事業の認定の変更や取消し等について解説します。

8-1. 地域脱炭素化促進事業の変更・認定手続フローについて

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業者が、事業計画を変更しようとする場合は、協議会が組織されている場合は協議会における協議を経て、市町村の認定を受ける必要があります（第 22 条の 3）。

また、事業計画の変更の認定の申請を行う場合は省令で定める書類及び図面の提出が必要となります。

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）

第八条 法第二十二條の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ 地域脱炭素化促進施設の整備

ロ イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組

（1） 地域の環境の保全のための取組

（2） 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

二 第三条第二項各号に掲げる書類

事業計画の変更等手続フロー図を、図 8-1 に示します。事業計画の変更は Case1 と Case2 の大きく 2 つに区分されます。

8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

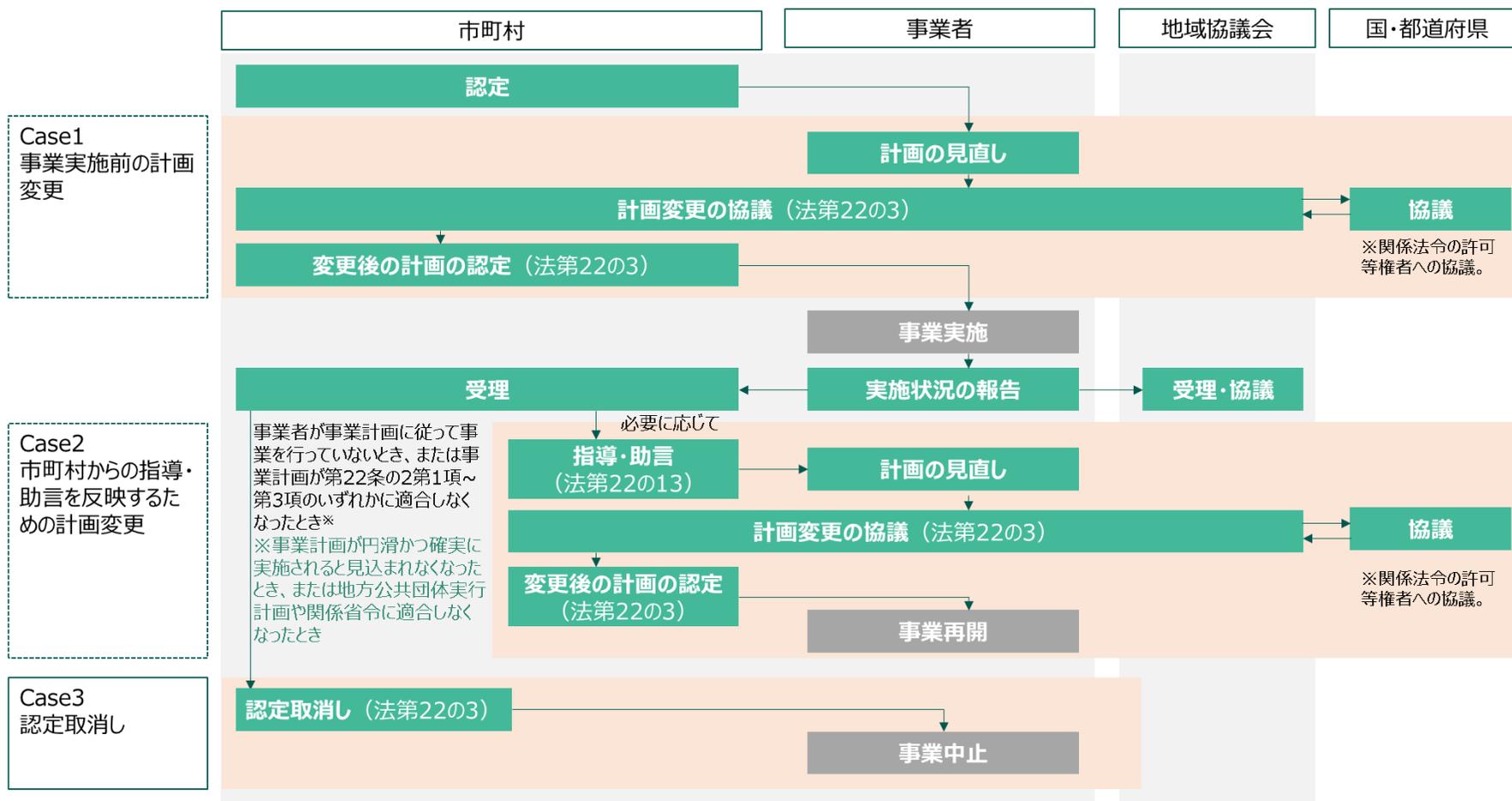


図 8-1 事業計画の変更等の手続フロー図

8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

(1) 事業実施前の計画変更

協議会等における協議を経て、市町村が地域脱炭素化促進事業計画を認定した後、認定事業者において計画変更をしようとする場合、変更後の事業計画を再度協議会に諮る必要があります（第22条の3）。

変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、市町村は事業計画を認定する必要があります。その際、市町村は関係法令の許可権者等（都道府県・国）に対して再協議を行い、同意を得る必要があります。当初の事業計画は各法令の許可基準に適合したとしても、その後の計画変更により施設の規模や立地、関連行為の内容等が変更すれば許可基準に適合しなくなってしまう可能性があり、許可権者が変更後の内容についても再確認する必要がありますためです。

また、地熱発電については、地下資源の調査が進むにつれて事業計画が決定していく特性があるため、資源調査や施設整備等の段階毎に認定申請が必要となります。各段階の事業内容は異なるため、段階毎に許可権者等に対して再協議を行い、同意を得る必要があります。

ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りではありません（第22条の3第1項）。

認定地域脱炭素化促進事業者は、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければなりません（第22条の3第2項）。

○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更）

第九条 法第二十二條の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
- 二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- 四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- 五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- 六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更

8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

- 七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

(2) 市町村からの指導・助言を反映するための計画変更

市町村は、認定した地域脱炭素化促進事業計画の事業者に対し、当該事業計画に従って実施される取組の確実な実施に必要な指導及び助言を行うこととされています。また、市町村長は、当該事業者に対し、事業の実施状況の報告を求めることができるとされています。

市町村からの指導及び助言の実施が想定される場合として、①事業計画が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合、又は②地方公共団体実行計画や関係省令に適合しなくなった場合が考えられます。

市町村からの指導及び助言に基づいて、事業者において地域脱炭素化促進事業計画の変更の必要があると認められる場合には、地球温暖化対策推進法第22条の3に基づき変更後の事業計画を再度協議会に諮る必要があります。

協議会における協議を経て、変更後の事業計画が地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合する場合は、市町村は事業計画を認定し、当該地域脱炭素化促進事業が再開されることとなります。その際、市町村は関係法令の許可権者等（都道府県・国）に対して再協議を行い、同意を得る必要があります。

8-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し

8-2-1. 認定取消しの要件

以下の項目のいずれかに該当すると認める場合、市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。（第22条の3）

<地域脱炭素化促進事業計画の認定取消しの要件>

- ① 認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
- ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき
- ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき

8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

④ その他の認定基準に適合しないものとなったとき

地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施していないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合には、市町村は地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。

表 8-1 事業認定の取消しに関わる事項とそのポイント（例）

確認項目	判断のポイント
施設整備の場所	促進区域内又は事業計画に記載の場所で事業が行われていないと確認できた場合
事業資金の金額及びその調達先	当初想定されていた資金調達手法の目途が立たず、円滑な事業の実施が困難と判断された場合
地域の環境の保全のための取組	地域脱炭素化促進事業計画に記載された取組み内容を十分実施していない場合
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	
各施設に関係する関係法令の遵守に関する事項	事業者の故意又は重大な過失によって関係法令の違反が認められた場合

8-2-2. 認定取消し時の措置

地方公共団体は、地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しを行ったとき、その旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知し、認定取消しを公表する必要があります（第 22 条の 3）。

なお、認定の取消しを受けた事業者及び事業計画は、協議会等において、地域住民その他の利害関係者との合意形成や情報共有を行った上で事業計画の認定を受けていることから、地域住民その他の利害関係者及び協議会に参加した構成員に対しても、認定取消しの理由と併せてその旨を通知することが考えられます。

8-3. 市町村による報告の徴収

市町村は、事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が地方公共団体実行計画の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ適確に実施されていることを確認することが重要です。

市町村は、認定事業者に対して、地域脱炭素化促進施設の整備、地域脱炭素化促進施設と一体的に実施される地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組又は地

8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について報告を求めることができると定められています（第 22 条の 14）。市町村が継続的に取組状況のモニタリングを実施できるよう、あらかじめ報告事項や時期等を定めておくことが考えられます。

また、市町村は、事業のモニタリングを通じて得た情報で、事業が地方公共団体実行計画で定められた目標にどのように貢献しているのかについて事後的に評価をすることも重要です。その際、地域脱炭素化促進事業によって、地域の脱炭素化や環境保全、持続的発展に係る様々な取組が考えられることから、総合的に評価することが重要です。

8-4. 市町村による指導及び助言

認定計画事業者が事業計画に従って地域脱炭素化促進施設の整備、地域脱炭素化促進施設と一体的に実施される地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組又は地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施されていないと認められる場合には、市町村はその理由を聴取し、認定事業計画に基づいて取組を実施するように指導を行うものとします。

また、必要に応じて、市町村は、協議会の構成員となっている有識者等の知見等も活用しつつ、事業の適確な実施に必要な助言を行います。

指導及び助言に認定地域脱炭素化促進事業者が従わない場合は、認定の取消しについて検討が必要です。

9. 認定事業に対する特例

本章では、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることにより利用可能となる特例（温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法、環境影響評価法）について解説します。

9-1. 温泉法に関する特例

9-1-1. 温泉法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が温泉法第3条第1項、第11条第1項の許可が必要な行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、温泉法第4条第1項の規定により温泉法第3条第1項、第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すると認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします。

- ・ 対象手続：土地の掘削の許可（第3条第1項）、ゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可（第11条第1項）
- ・ 許可権者：都道府県知事
- ・ 許可基準：次のいずれかに該当する場合を除き許可をしなければならない。
 1. 掘削等が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
 2. 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
 3. そのほか、掘削等が公益を害するおそれがあると認めるとき。
 4. 申請者が一定期間内に温泉法に基づく罰金や許可取消しの経験があるとき。
- ・ 特例：認定があった場合には、認定事業者は許可があったものとみなす。

9-1-2. モニタリングの重要性

地熱発電事業を持続可能かつ周辺の既存温泉等に影響を与えないように適切に実施するためには、自身の蒸気井、還元井や周辺の源泉についてモニタリングを行い、噴出量（ゆう出量）や成分、温度等の推移を把握することにより、適切な資源管理を行うことが重要です。

モニタリングの実施箇所、頻度、項目及び測定方法等は、当該地熱開発の出力数や開発地域周辺の温泉利用状況に左右されますが、発電に利用する源泉以外に複数の源泉をモニタリングすることが望ましいです。「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」においては、地熱発電に関するFIT認定申請（FIT法第9条第1項に基づく認定の申請をいう。）に必要となるモニタリング要件を記載しており、その他の法令等においてもモニタリングに関する規定があり、参考となる可能性があります。

また、温泉法に関連して、地方自治法に基づく技術的助言として環境省が策定している「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においては、地熱資源量の把握や周辺源泉への影響評価の観点から、温泉のモニタリングの重要性に関する記述がありま

9.認定事業に対する特例

す。さらに2021年9月の一部改訂では、大規模な地熱開発について、科学的根拠に基づいた地熱貯留層単位での地熱資源の持続可能な利用に関する計画策定やその継続的・弾力的な修正の重要性が述べられているほか、発電所運転開始以降も生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施して「順応的管理」につなげていくべきであると記載されています。

9-1-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（温泉法の特例）

第二十二條の五 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三條第一項又は第十一條第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

○温泉法（平成19年11月30日法律第121号）（抄）

（定義）

第二條 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

（土地の掘削の許可）

第三條 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第四條 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

9.認定事業に対する特例

その執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

（増掘又は動力の装置の許可等）

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。（増掘又は動力の装置の許可等）

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

3 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

9-2. 森林法に関する特例

9-2-1. 森林法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が、森林法第10条の2第1項又は第34条第1項若しくは第2項の許可を受けなければならない行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を得る必要があります。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、下記に該当するものであると認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします。

- ・ 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為であって同法第10条の2第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき
- ・ 同法第34条第1項の許可を受けなければならない行為であって第34条第3項又は第4項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき
- ・ 同法第34条第2項の許可を受けなければならない行為であって同条第5項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき

- ・ 対象手続①：地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）における開発行為の許可（第10条の2第1項）
- ・ 許可権者：都道府県知事
- ・ 許可基準：開発行為が次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
 1. 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 2. 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 3. 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 4. 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

- ・ 対象手続②：保安林における立木の伐採の許可（第34条第1項）

9.認定事業に対する特例

- ・ 許可権者：都道府県知事
- ・ 許可基準（次のいずれか）
 1. 申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき第34条第1項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。
 2. 申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について第34条第1項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

- ・ 対象手続③：保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可（第34条第2項）
- ・ 許可権者：都道府県知事
- ・ 許可基準：申請に係る上記の行為が保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、許可しなければならない。
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

9-2-2. 促進区域における民有林・保安林の取り扱い

地域森林計画の対象となっている民有林において1ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です（開発行為の許可；森林法第10条の2第1項、開発行為の規模；森林法施行令第2条の3）。

保安林においても開発行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要です（保安林の伐採許可；森林法第34条第1項、保安林内作業許可；同法第34条第2項）。また、保安林の指定解除に係る手続が必要となる場合もあります※。

地域脱炭素化促進事業については、林地開発許可や保安林内作業許可手続のワンストップ

9.認定事業に対する特例

ブ化の特例が措置されているほか、保安林の指定解除の手續における公的土地利用計画との関係性の説明が簡素化できます。

※林地開発許可、保安林の指定解除及び保安林内作業許可の基準については、以下をご参照ください。

林野庁「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編、地熱編）」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/h_portal-4.pdf>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/h_portal-5.pdf>

林野庁「林地開発許可制度概要」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/con_4-12.pdf>

9-2-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（森林法の特例）

第二十二條の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って対象民有林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十條の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って保安林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四條第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

○森林法（昭和26年法律第249号）（抄）

（地域森林計画）

第五條 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

（開発行為の許可）

第十條の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五條又は第二十五條の二の規定により指定された保安林並びに第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三條の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して

9.認定事業に対する特例

政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが多く、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
- 三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
- 四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の

9.認定事業に対する特例

方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八 除伐する場合

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合

四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

9.認定事業に対する特例

- 6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。
- 7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。
- 9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

○森林法施行令(昭和26年政令第276号)(抄)

(開発行為の規模)

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。

9-3. 農地法に関する特例

9-3-1. 農地法に関する特例の根拠

農地法第4条第1項に規定する指定市町村以外の計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が農地転用の許可を要する行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を得る必要があります。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、農地転用の許可をすることができない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします。

また、都道府県知事は当該計画認定に同意をしようとする場合には、計画策定市町村の農業委員会の意見を聴くとともに、転用しようとする農地の面積が4ヘクタールを超える場合には、農林水産大臣への協議を行った上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります。

なお、計画策定市町村が指定市町村の場合には、都道府県知事への協議は要しませんが、地域脱炭素化促進事業計画の認定をしようとする場合は、農業委員会への意見聴取や4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣への協議が必要となります。

- ・ 対象手続：農地転用の許可（農地法第4条第1項・第5条第1項）
- ・ 許可権者：都道府県知事又は指定市町村長
- ・ 許可基準：1. 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと
- 2. 農用地を農用地以外のものにするために当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと
- ・ 特例：認定があった場合には、農地転用の許可があったものとみなす

9-3-2. 促進区域における農用地の取り扱い

農地法における農地転用の許可に際しては、農地の優良性や周辺の土地利用状況等に応じて農地を区分することとなり、優良農地である農業振興地域内の農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地については原則として農地転用の許可をすることができないこととされています（農地法第4条第6項第1号、農地法第5条第2項第1号）。

また、地球温暖化対策計画においては、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

9.認定事業に対する特例

(平成 25 年法律第 81 号) の基本方針や同法第 5 条第 5 項の農林水産省令で定める基準にものをもって行うべきである。」とされていることから、農用地を促進区域に含めようとする場合の取扱いについては、農山漁村再エネ法に基づき作成される基本計画の再エネ発電設備の整備を促進する区域(以下「設備整備区域」という。)の設定の考え方に準ずることとなります。

農山漁村再エネ法においては、農用地区域内農地や甲種農地は設備整備区域に設定することができないこととされており、また、第 1 種農地についても原則として設定することはできません。

ただし、第 1 種農地であっても、

- ① 農業上の再生利用が困難な荒廃農地
- ② 農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

に該当する場合については、例外的に設備整備区域に含めることが可能となっています。

また、風力発電設備及び小水力発電設備については、転用面積が限定的であること、風況など立地場所に制約があること等から、沿道など農業上の利用に支障がない位置に配置する等の要件を満たす場合には、荒廃農地以外の第 1 種農地であっても設備整備区域に含めることができることとしています。

このため、促進区域に農用地を含める場合には、計画策定市町村は上記の取扱いを踏まえ、農業委員会の意見を聴いた上で都道府県(又は指定市町村)の農地転用担当部局との間で十分調整を行うことが必要です。

9.認定事業に対する特例

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

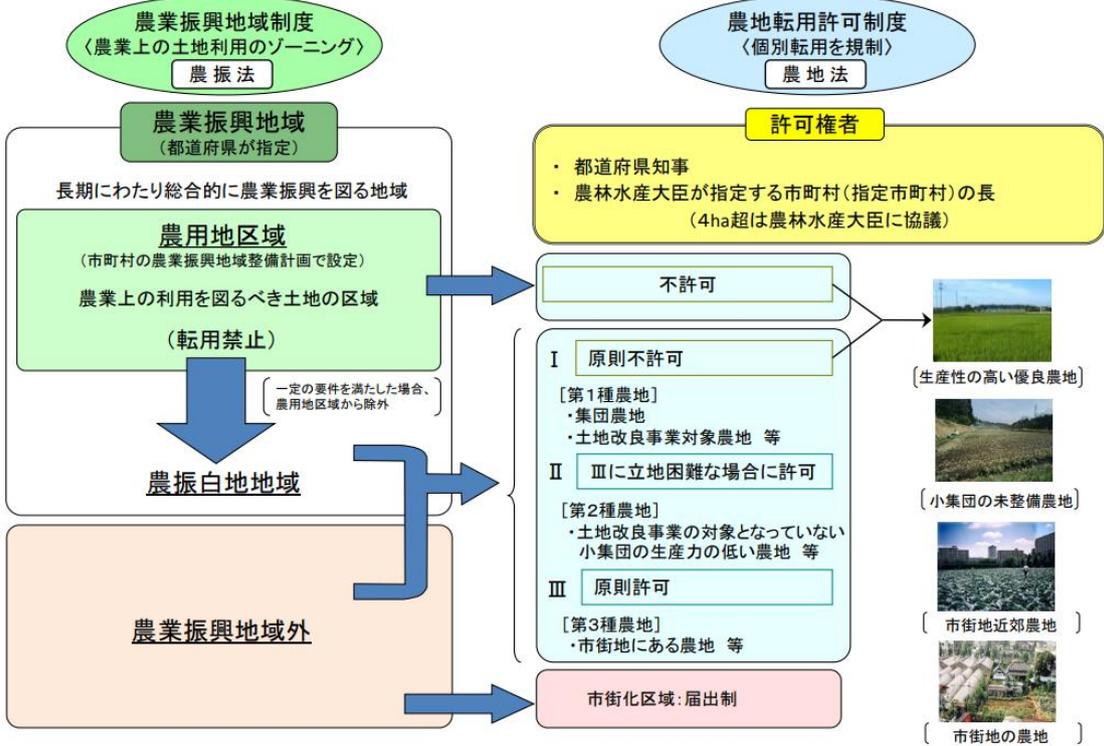


図 9-1 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

出典：農林水産省「農業振興地域制度」<<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/>>

農山漁村再エネ法における促進区域設定等にあたって配慮すべき事項としては、以下の事項が挙げられています。

表 9-1 農林漁業との調整に関する配慮すべき事項（※基本計画の項目2と関係）

項目	具体的な配慮事項
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 未利用地や荒廃土地等から優先的に区域設定 ● 以下の点への留意 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該設備整備区域の範囲の妥当性の確認（設備規模等と比較） ➢ 農林漁業の健全な発展を妨げない ➢ 地域の関係者の合意形成を図る ➢ 各法律を所管する行政機関との事前調整
個別事項	<p>【基本的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地法に基づく農地区分に応じて <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設定不可能：農用地区域内農地及び甲種農地 ➢ 原則設定不可能（一部荒廃農地は可能）：第1種農地 ● 農業上の土地利用との十分な調整 ● 農業上の効率的かつ統合的な利用に支障を及ぼさないこと（例：農用地の集団化、農作業の効率化等）

9.認定事業に対する特例

項目	具体的な配慮事項
	【風力発電・小水力発電・附属設備の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ設備の用に供することが適当 ● 地域内の他の土地で代替することが困難な場合に可能 等

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」

<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-6.pdf>> より作成

9-3-3. 第1種農地の不許可の例外について

地球温暖化対策推進法第21条の2第1項の規定により、計画策定市町村の地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めるなど、一定の条件を満たす場合には、地方公共団体実行計画を農山漁村再エネ法第5条第1項の規定に基づき市町村が定める基本計画とみなして、地方公共団体実行計画に基づく再エネ発電設備の整備について農山漁村再エネ法の計画認定制度も適用できるとされています（10-2. 地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法の関係 参照）。

この点に関し、地球温暖化対策推進法第21条の2第1項の規定により、農地法については農山漁村再エネ法の計画認定制度を活用することはできませんが、基本計画とみなされた地方公共団体実行計画に沿って作成され、農山漁村再エネ法第7条第1項の認定を受けた設備整備計画に従って行われる再エネ発電設備の整備については、農地転用許可基準上、第1種農地であっても例外的に農地転用の許可が可能（農地法施行規則第37条第14号）であるため、地域脱炭素化促進事業計画に係る都道府県知事の同意を受けることが可能となります。

このため、促進区域に第1種農地を含む場合にあっては、計画策定市町村における農山漁村再エネ法の設備整備計画及び地域脱炭素化促進事業計画の認定があった場合に、農地転用の許可があったものとみなされることとなりますが、促進区域に第1種農地を含む場合の地域脱炭素化促進事業計画に係る都道府県知事の同意を受けようとする場合には、促進区域の設定を行う際に、あらかじめ計画策定市町村は農業委員会の意見を聴取した上で、都道府県（又は指定市町村）の農地転用担当部局において十分な土地利用調整が行われていることが必要です。

9-3-4. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げ

9.認定事業に対する特例

る事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。

3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

（農地法の特例）

第二十二條の七 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的と

9.認定事業に対する特例

する権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

○農地法（昭和27年法律第229号）（抄）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
- 二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合（以下略）

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

- 一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
 - イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地
 - ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）
 - （1）市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの
 - （2）（1）の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができることを認め

9.認定事業に対する特例

られるとき。

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにするしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）

9.認定事業に対する特例

- (1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (2) (1) の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（1）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ（1）に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。
- 三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- 四 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 五 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合
- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
- 七 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
- 八 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする

9.認定事業に対する特例

場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

○農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）（抄）

（農地の転用の不許可の例外）

第四条 法第四条第六項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 （略）

二 法第四条第六項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ～ニ （略）

ホ 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。

ヘ （略）

2 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外）

第十一条 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 （略）

二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第四条第一項第二号ヘ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ～ニ （略）

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 （略）

○農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）（抄）

（公益性が高いと認められる事業）

第三十七条 令第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号及び第十二号から第十四号までに該当するものに関する事業にあつては、令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一～十三 （略）

十四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第五

9.認定事業に対する特例

項第二号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第二十一条の二第一項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七条第一項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備